

## 『拾芥抄』諸名所部の記載について

— 諸本対照表ならびに補注 —

竹 居 明 男

### 一、はじめに

小稿は、前稿『『拾芥抄』諸寺部の記載について』（『人文学』第一四七号掲載、平成元年）の続編にあたる。中世貴族必携と言われた一種の百科便覧『拾芥抄』は、今日の古代貴族文化研究の上からも貴重な史料を数多く含んだ貴重な書物と目されている。そして前回対象とした諸寺部以上に、頻繁に利用されるのが、主として貴紳の邸宅を列挙して説明を加えているところの諸名所部であろう。

しかしながら、すでに前稿でも触れたように、諸名所部についても諸寺部と同様な問題が含在しているものと予想され、ここに、同じ問題意識から諸名所部を対象とした続編を試みた。

ただし今回は、『拾芥抄』について天正写本と故実本との比較対照をまず念頭に置いた点は前回と同じであるが、前回に扱った『縮芥抄甲』（大東急記念文庫蔵）には残念ながら諸名所部を欠いているので、代わりに『二中歴』の「名家歴」を比較の対象とした点が異なっている。

周知のように、『二中歴』は、先行する『掌中歴』『懐中歴』『懐中抄』『函中抄』『簾中抄』等の諸書に基づいて編纂された類書で、『拾芥抄』とは類似した性格をもつ。その成立年代や編者は未詳で、引用書目によって「上限は鎌倉時代前期、下限は現存最古写本である尊経閣文庫本の書写年代によって鎌倉時代後期と考えられ<sup>(1)</sup>」ているのが現状である。

他方、『拾芥抄』の方は、一般的には洞院公賢(一二九一〜一三六〇)によって南北朝初期に編纂されたものとみられるが、なお永仁年間(一二九三〜九)以前に原撰本の成立があったとする見解もあり、特に後者の見解によれば、『二中歴』との先後関係には微妙な問題が横たわっていることになる。

今回の比較対照はごく限られた部分だけであって、もとより右のような問題を一挙に解決するには及ばない。しかし、詳細は以下の対照表を一々検討していただくほかないが、今ただちに判明する事実を若干例示しておくならば次のごとくである。

まず、とりあげられた項目の有無で言えば、『二中歴』のみに所見し、『拾芥抄』には見えないものは「後院」の「一か所だけであるのに対し、『二中歴』の「粟田殿」は、『拾芥抄』の「東明寺」と同じ。また「宇多院」と「西宮」の二項目は『二中歴』にはそれぞれが重出している、その逆、すなわち『二中歴』には見えず、『拾芥抄』のみに見えるものが、実に三〇か所余という多数に上る点である。

次に、『二中歴』に所見する項目のうち六か所は、『拾芥抄』では「諸名所部」ではなく、別項の「宮城部」諸院の項に収められているものである。

また、各項目の注記内容に関しては、『二中歴』『拾芥抄』相互に矛盾するもの若干(小野宮、染殿など)のほかは、ことに所在地点に関して、一見した所では矛盾するように見えながら、実質は同じであるもの(清和院、鷹司殿、高松

殿、亭子院など）、また二町分以上の広大な邸宅のそれぞれ一部を表示しているもの（河原院、御子左家、冷泉院など）などがあり、また釣殿院の項などは、『二中歴』によって『拾芥抄』の誤りを直ちに訂正することができる（『日本歴史地名大系』京都市の地名の「釣殿院」の項、参照）などの点をあげることができよう。

しかし、総じて注記内容は、分量的にも内容的にも、『二中歴』と『拾芥抄』との相互間で、一方から他方への単純な継承関係は考えにくいように思われ、少なくとも『拾芥抄』の諸名所部に限って言えば、『二中歴』や『簾中抄』などの平安時代の事典の内容を採り入れている<sup>(3)</sup>とは必ずしも言いがたいようである。

以上のようなわけで、前回と同様に、現時点では、より々情報量を増やす方が種々の誤解をさけ得る確率が高くなるであろうとの判断から、小稿を作成した次第である。以下、凡例を記す（大枠は、前稿に同じ）。

一、全体を五段に分け、最上段は名所名、最下段は備考欄とする。名所名は『二中歴』に見せるものはその表記によって、また『二中歴』に見しないものは『拾芥抄』の天正十七年写本の表記によって掲げた。

一、名所名の配列は、慣用訓みによる五十音順とした。ただし「南院」の類は、「なんいん」ではなく「みなみのいん」などとした。（なお、前稿で「廿一寺」の項を五十音順配列としたのは誤りである。この場を借りて訂正する。）

一、次に、最上段に続く三段には、各名所名に対応する『二中歴』、『拾芥抄』天正十七年写本、同上故実叢書本の順に、それぞれの注記を記載した。ただし、『拾芥抄』の二本については、それぞれ直前の記事と異なる場合のみ記載し、同内容の場合は△を記した。故実業書本で（丁↓町）と記したのは、その字のみの相違であることを示す。なお注記したいを欠く場合は×を、また名所名そのものを欠く場合は該当箇所に斜線を施した。

一、典拠としては、『拾芥抄』天正十七年写本は前回と同様であるが、『二中歴』は尊経閣叢刊の複製本を、また

『拾芥抄』の故実叢書本は明治三十九年刊行の和装本(前回は洋装本)を用いた。『二中歴』の翻刻にあたっては『改定史籍集覧』本に大きな助けを得たが、二、三訂正した所もある。

一、その他は前稿に同じ。適宜、御類推をいただきたいと思う。

注

- (1) 『日本古典文学大辞典』第四卷(昭和五十九年)の「二中歴」の項による。
- (2) 『日本古典文学大辞典』第三卷(昭和五十九年)の「拾芥抄」の項による。
- (3) 注(1)に同じ。

二、諸本対照表ならびに補注

名所名	二 中 歴	天 正 写 本	故 実 本	備 考
栗田殿 <small>或本云</small>	今円覚寺跡也、摂政家			「東明寺」の項参照
池亭 <small>ハ</small>	六条坊門南、町尻東隅、保胤宅	六条坊門南、町尻東隅、保胤宅云々	△	
一条院 <small>殿イ</small>	一条南大宮東イ二丁、謙徳公家、又為光公家	一条南大宮東二丁、謙徳公家、又為法住寺大臣為光家也	(丁↓町)	天正写本、故実本は、項目名に「殿イ」なし
井戸殿	又懸井戸、一条北、東洞院西角	△	△	

『拾芥抄』諸名所部の記載について

鬼殿 <small>殿<small>イ</small></small>	又号二条殿 押小路殿	大西殿	円明寺	園池	梅園	宇多院	宇多院	石井殿
三条南、西洞院東、西洞院西、有佐家		万里小路西、三条坊門北、同〔定方〕公家		一云荒廢堂、一云芍杞町、大宮西、一条北、一条南半許	二条南、京極東、朝綱卿家	法皇御所	西京法皇御所、元刑ノ源湛宅	中御門南、東洞院西、重資卿家
三条南、西洞院東、有佐宅、悪所云々、或朝成跡ん	押小路南、室町東、普光園殿下	三条坊門北、万里小路、定方大臣家	×	本司内膳別当、大宮西、一条北、一条西半許、或云、一云荒廢堂、一云芍杞園	△	土御門北、木辻東、此小路当東洞院、法皇御所、刑部卿源湛宅云々、或抄云、西京宇多小路、但此小路当町尻東行		同〔中御門南〕、東洞院東、重信公家
△	又号二条殿、押小路南、室町東、普光園殿下	三条坊門北、万里小路(西)、定方大臣家	×	本司内(膳)別当、大宮(西)、一条北、一条南半(西)半(許)、或云、一云荒廢堂、「計」一云芍杞園	△	△		同〔中御門南〕、東洞院東、重信公家、(又重資卿家)
天正写本の項名目「鬼殿」、故実本の項名目「鬼殿」	故実本「殿下之下恐脱家字」の頭注あり			天正写本、故実本共に本項目は宮城部・諸院の項に収める	天正写本、故実本の項目名「梅園」。故実本、頭注に「版本二作三誤」とある。	二中歴、重出。補注②参照。		天正写本の項目名「石井」、故実本の項目名「石井」

<p>小野宮</p> <p>大炊御門南、烏丸東、惟喬親王家、イ実頼公伝領之</p>	<p>華山院</p> <p>近衛南、神鳴小路北、高倉西、東洞院東、抄云、本名東一条宅、貞信公伝領之</p>	<p>鴨院</p> <p>室町西、押<small>或作</small>小路南、堀川院生所、上皇御誕生所、有井、鴨来集、仍人号其所為鴨居、俗説言鴨院也</p>	<p>高陽院</p> <p>中御門南、堀川東、二町、賀陽院親王家</p>	<p>河原院</p> <p>元六条院、六条北、京極東、融大臣家</p>
<p>大炊御門南、烏丸西、惟喬親王家、定頼伝領之、清慎公伝領之</p>	<p>近衛南、東洞院東一丁、本名東一条云々、式部卿貞保親王家、貞信公伝領之住、小一条之間号之東家、九条殿令給外家ニテ冷泉院此所ニテ立坊、花山院伝領之</p>	<p>二条南、室町西一丁、南北二丁、或非院字、鴨井也云々、堀川院誕生所云々、或昔在古井、鴨常居云々</p>	<p>中御門南、堀川東、南北二町南一丁、後入賀陽親王家</p>	<p>六条坊門南、万里小路東八丁云々、融大臣家、後寛平法皇御所、本四丁、京極西、号東六条院イ</p>
<p>大炊御門南、烏丸西、惟高親王家、<small>(美)</small>定頼<small>(公)</small>伝領之、清慎公伝領之</p>	<p>近衛南、東洞院東一町、本名東一条<small>(家)</small>云云、式部卿貞保親王家、貞信公伝領之住、小一条之東号之東家、九条殿令給外家冷泉院此所立坊、花山院伝領之</p>	<p>△ 二条南、室町西一町、南北二町、或非院字、鴨井也云云、堀川院誕生所「云云」、或昔在古井、鴨常居云云</p>	<p>中御門南、堀川東、南北二町南一町、後入賀陽親王家、<small>(高陽院御子家)</small></p>	<p>六条坊門南、万里小路東八町云云、融大臣家、後寛平法皇御所、<small>(号六条院)</small>、本四町、京極西、号東六条院イ</p>
<p>天正写本、故実本とも項目名に訓み仮名なし</p>		<p>天正写本、項目名の横に「高陽御子家」と傍書あり。また故実本、項目名は「高陽院」とする</p>		

『拾芥抄』諸名所部の記載について

京極殿	北 辺 亭	北 院	勸 学 院	閑 院
土御門南、京極西、大入道 <small>長公家</small> 、其後南町被加入、抄云、後一後朱後冷三代官生所云々		小六条殿、小一条院御領	三条坊上	二条南、西洞院西、冬嗣大臣家、又右大将朝光家、イ金岡 <small>量水石云云</small> 、公季卿伝領、本主備後守致忠
土御門南、京極西、南北二丁、其南一丁被入之道長家、或大入道殿家、上東門院是也、後一条、後朱雀、後冷泉三代帝於此所誕生、 <small>朝綱</small> 匡衡宅、皇后四人又於此所誕生、此家、紀伊嶋、賀茂明神通給云々、後一条後冷泉被加南一丁	土御門北、西洞院西、左大臣源信公家	楊梅北、烏丸西、又号小六条、小一条院御領、今小六条殿	藤原氏学住也、依長者宣以氏弁為別当、又有六位、有無官別当、有学頭、有年拳熟食、本冬嗣大臣家	二条南、西洞院西一丁、冬嗣大臣家、金岡量水石、公季公伝領之
土御門南、京極西、南北二丁、其南一丁被入之 <small>之</small> 道長 <small>公</small> 家、或大入道殿家、上東門院是也、後一条、後朱雀、後冷泉三代帝於此所誕生、 <small>朝綱</small> 匡衡宅、皇后四人 <small>又</small> 於此所誕生、此家、紀伊島、賀茂明神通給云云、後一条後冷泉被加南一町	△	楊梅北、烏丸西、又号小六条、小六条院御領、今小六条殿	三条北壬生西 <small>一丁</small> 、藤原 <small>イ</small> 氏学生住也、依長者宣以氏 <small>弁</small> 辨為別当、又有六位、有無官別当、有学頭、有年拳熟食、本冬嗣大臣家	二条南、西洞院西一町、冬嗣大臣家、金岡量水石、公季 <small>公</small> 伝領云云
故実本、「 <small>鳥下</small> 版本欠空」との頭注あり	故実本の項目名は「北辺亭」		天正写本、故実本ともに、本項は宮城部・諸院の中にあり。また天正写本は項目名に「三条北壬生西」と傍書する。補注①と参照。	故実本の項目名「閑院」

穀倉院	光明峯寺	紅梅殿	後院	小一条	弘誓院	九条殿
朱雀院門前		町尻西、五条坊門北、町面、菅家北野御家	五条北、猪隈東、西四町□イ	二条北、東洞院西、一云歎冬殿、師尹公家、或抄云、小一条、紫形神鳴小路北、東洞院西、室町東、近衛南、貞信公宅、師尹大臣給之、及師季云々		九条坊門南、町尻東、師輔公家、抄云唐橋町
在大学西、納畿内諸国銅錢无主位職田及没官田太宰稻等諸庄物、勤年中饗、有公卿及四	×	五条坊門北、町面、北野御子家、或天神御所		近衛南、東洞院西、師尹公家、一云山吹殿、清和天皇誕生所、貞信公家 <small>坤角有宗 塚社</small>	八条南、東洞院東、大納言教家宅	九条坊門南、町尻東、右大臣師輔公家
二条南、朱雀西、在大学西、納畿内諸国銅錢無主位職田及没官田太宰稻等諸庄物、勤年	×	五条坊門北、町面、北野御子家、或天神御所		△	△	△
天正写本、故実本は本項を宮城部・諸院に収める。また天正	故実本の項目名「光明峯寺」	天正写本、故実本の項目名には傍訓なし。また故実本の頭注に「面版本作凶似誤」とある。			故実本の項目名は「弘誓院」。なお、この項目は、拾芥抄では宮城部・諸院の項にもある。	



『拾芥抄』諸名所部の記載について

三条院 <small>殿イ</small>	佐 <small>奈良</small> 保殿	桜 <small>すく</small> 町 <small>すく</small>	西園寺	近院	小松殿	小二条	五条院二町	
伝領之、頼忠家				春日北、烏丸東、未申角四分之一、能有大臣家、今云松殿也	大炊御門北、町東、光孝天皇御誕生所	二条北、東洞院西、簾中抄云、又号山吹殿云々、俊賢卿家。		
三条、堀川、廉義公宅	淡海公家、冬嗣大大臣家	同〔中御門北〕、万里小路東、南庭多桜樹、故号桜町云々、歌仙貫之家	衣笠岡良、太政大臣公経公家	春日北、烏丸東、号松殿、左大臣能有公家、今松殿 <small>或城</small> 四分一	所大炊御門北、町東、光孝天皇誕生所云々	高尊宅 二条南、東洞院東、南北二丁、或号山吹殿、二条后二口口、	五条北、大宮東、金岡量水石云々	位五位别当預藏人等、或云朱雀門前云々
△	淡海公家、冬嗣大臣家	同〔中御門北〕万里小路東、南庭多桜樹故号〔桜町〕云云、歌仙貫之家	家 衣笠岡良、太政大臣公経「公」	△	△	俊賢卿家、師尹公家、御堂殿 <small>御家</small> 已下、大二条殿伝領、二条南、東洞院東、南北二町、或号山吹殿、二条后高子宅	五条「北」、大宮東、金岡量水石云云	中饗、有公卿及四位五位别当預藏人等、或云朱雀門前云云
項目名は「三条院」	天正写本、故実本の			天正写本、故実本の項目名は「近院」		天正写本、項目名に「俊賢卿家、師尹公家、御堂殿已下、大二条殿伝領」と傍書する		写本は項目名に「二条南、朱雀西」と傍書する。

神泉苑	城興寺	奨学院	淳和院	四条宮	滋野井	三条内裏
二条大宮八町		勸学院西	今西院、天長上皇之離宮		貞主卿家、中御門北、西洞院西 <small>西イ東</small>	
王子遊覽所、以近衛次將為別當、乾、閣謂之正殿、金岡置石、二条南、大宮西八丁 <small>三条北</small> 、善女龍王常見此所、上代者有公卿別當、長保年中道綱卿補	長公家 九条北、烏丸西、太政大臣信	王氏諸生別當也、在原行平卿申置之云々、有源氏長者公卿并弁別當、有学頭年拳、在勸学院西	天長、上皇離宮、今西院、或云橘太后宮	四条南、西洞院東、廉義公家、公任大納言家、紫雲立所也	中御門北、西洞院西、滋野貞主卿家	本濟家宅云々、埋千金云々
天子遊覽所、以近衛次將為別當、乾臨閣謂之正殿、墨石、二条南、大宮西八町、 <small>三条北</small> 善女龍王常見此所、上代有公卿別當、「者」長保年中道綱	△	王氏諸王別當也、在原行平卿申置之云云、有源氏長者公卿并辨別當、有学頭年拳、在勸学院西	天長「卜」上皇離宮、今西院、或云橘太后宮	也 四条南、西洞院東、廉義公家、 <small>(イ)</small> 公任大納言家、紫雲立所	△	△
天正写本、故実本共に、本項目は宮城部に諸院の項に収める。なお前者の項目名には「八丁、二条南、	補注②参照。	天正写本、故実本とも、本項目は宮城部に諸院の項に収める。補注①②参照。	天正写本、故実本とも、本項目は宮城部に諸院の項に収める。補注②参照。		天正写本の項目名の傍訓「シケノイ」、同じく故実本のそれは「シケノキ」	

『拾芥抄』諸名所部の記載について

西北院	朱雀院	菅原院	
	三條朱雀、又云後院		
一条南、京極西	累代後院、或号四条後院、三條北、朱雀西四町、四条北、西坊城東	勘解由小路南、烏丸西一丁、菅贈太政大臣御所、或云参義是善家也、当時号歆喜光寺、北野祭日、神氏来此所、取枇杷供神云々	之
△	累代後院、或号四条後院、(三)条北、朱雀西四町、四条北(西)面坊城東	(丁↓町)	(卿)補之
	天正写本、故実本とも本項目は宮城部・諸院の項に収める。なお後者には、「(三)条北」について「三天文本作ニ誤北宜作南」の頭注がある。		三條北、大宮西、壬生東」の傍書があり、後者の項目名は「神泉院」となっている。また後者には「以文考、野府記、長和三三卅、冷泉院神泉苑絵図、故常則所画送皇太后大夫許、俊賢」なる頭注がある。補注②参照。

竹 三 条	高 松 殿	鷹 司 殿	高 倉 殿	大 覺 寺	染 殿	世 尊 寺	清 和 院
押小路南、東洞院東、籠二条殿内	三条坊門南、西洞院東、或云、姉小路北、高明左大臣家	土御門南、富小路西、抄云、土御門町小路、従一位倫子家宅、宇治殿母儀			正親町南、富小路東、清和皇 后清和院北、或困京極西		土御門北、京極西、染殿南、兼通伝領之、或本三園坊門北、油小路西
押小路南、東洞院東、或云二条院内云々	姉小路北、西洞院東、高明親王家	同〔土御門南〕、万里小路東、従一位倫子家、或富小路	土御門南、高倉西一丁、昭宣公家云々、又入道太相國家云々、又左大臣仲平公家云々	号嵯峨院	正親町北、京極西二丁、忠仁公家、或本染殿、清和院同所	一条北、大宮西、本小路東、无路南、伊尹撰政家。主貞純親王云々	正親町南、京極西、清和母后御在所
押小路南、東洞院東、或云二条院内云々	△	同〔土御門南〕、万里小路東、従一位倫子家、或富小路、(鷹司殿、土御門内裏跡也、照念院殿下)	土御門南、高倉西一町、昭宣公家云云、又入道太相國家「云云」、又左大臣仲平公家(云云)	△	(丁↓町)	一条北、大宮西、本小路東、无路南、伊尹撰政家、本主貞純親王云云、(小右記長保四二廿九供養之)	△
		天正享本、欄外に「鷹司殿、土御門内裏跡、照念院殿下」と記す		故表本の項目名は「大覺寺」		天正享本、項目名の上に「小右記長保四二廿九供養之」と記す	

『拾芥抄』諸名所部の記載について

内記井	徳大寺	常磐井	粟田東明寺	東北院	天神御在所	亭子院	釣殿院	土御門内裏	千種殿
中御門南、東洞院東、又号泣井、悪所也				一条南、京極東、上東門院御所云云	西洞院東、高辻北、洞院面、半分池	寛平法皇御所、七条坊門南、油小路東	今六条院也、本云、光孝天皇御所、付属綏子内親王		六条坊門北、西洞院東、中務卿具平親王家、抄云保昌并江師伝領之
中御門南、東洞院東、悪所云々、号院井云々	衣笠岡坤、左大臣実能公家	春日南、京極西、太政大臣実氏家	神楽岡北、左大臣左衡別業、有尚齒会、又号粟田殿	△	高辻北、西洞院東、洞院南	七条坊門南、西洞院西二丁、寛平法皇御所、元東七条后	六条北、東洞院東、号六条院、光孝天皇御所云々、付属淳子内親王	土御門南、烏丸西	六条坊門南、西洞院東、中務卿具平親王家、保昌伝領之
中御門南、東洞院東、悪所云云、(号)院井云云	衣笠岡坤、左大臣実能「公」家	△	△	△	高辻北、西洞院東、洞院南	七条坊門北(南)、西洞院西二町、寛平法皇御所、元東七条后(温子家)	△	土御門南、烏丸西、(今大川也)	△
天正写本、故実本の項目名「内記井」			「粟田殿」の項、参照	天正写本、故実本の項目名に「イ」なし	天正写本、故実本の項目名は「天神御所」	故実本の項目名は「亭子院」。補注参照。			

二条殿	西宮	西宮	西院	西三条	西三条	西三条	中六条院	中西殿	中院
	高明御子之家	四条北、大宮東、高明公家、 一本云錦小路南、朱雀西	四条北、西大宮□、橋太后宮	良相大臣之家	朱雀西、三条北、良相公家			富小路西、三条坊門北、定方公家	同院〔小一条院か〕御領、給信家大納言
二条南、東洞院東、入道大相 国道長造之、二条関白伝領	四条北、朱雀西、高明御子家		四条北、西大宮東、橋太后家	三条北、朱雀西、良相大臣家、 俗云百夜公事	三条北、朱雀、又号百花亭、 良相大臣旧跡	土御門南、東洞院西二丁、左大臣家	六条北、東洞院西、寛平御所、 此亭池龍相通云々	同〔三条坊門北〕、富小路西、 同人〔定方大臣〕家	六条北、烏丸西、淳和院御領、 給信家卿
△	△		△	三条北、朱雀西、良相大臣家、 俗云百夜公事 (安)	三条北、朱雀(西)、又号百花亭、 良相大臣旧跡	土御門南、東洞院西二町、左大臣(・・)家	△	△	△
	この項、諸本とも「西京」の部に収められてゐるもの		補注④参照。	この項、諸本とも「西京」の部に収められてゐるもの		故実本の項目名は「東院」			

『拾芥抄』諸名所部の記載について

本 院	堀 川 院	法 興 院	富 家 殿	枇 杷 殿	東 三 条	東 五 条	花 園	蛟 松 殿
家 中御門北、堀川東、時平大臣	二条南、堀川東、昭宣公家、 或云大炊御門堀川	二条北、京極東、兼家公東、 抄云元号東二条殿、天曆母后		近衛南、室町東、仲平公家、 抄云仲平大臣伝領、好植比巴、 故号云、	良房公家、又兼家公家、或説 重明親王家、又白河、又染殿	五条后宮		姉小路北、堀川東、橋逸勢之 宅
中御門北、堀川東一丁、左大 臣時平家、依新制勅勘之時、	二条南、堀川東、南北二丁、 昭宣公家、忠義公伝領	二条北、京極東、本号東二条、 二条関白伝領	鎮法	左大臣仲平公宅、昭宣公家、 近衛南、室町東、或鷹司南、 東洞院西一丁	二条南町西、南北二丁、忠仁 公家、貞仁公、大入道殿伝領 長久四卅 焼失	△	九条北、朱雀西二丁	姉小路北、堀川東、橋逸勢家
中御門北、堀川東一町、左大 臣時平家、依新制勅勘之時、	(丁↓町)	二条北、京極東、本号東二条、 (兼家公家)、二条関白伝領	民部卿忠文家也、小野宮ニ有 故不參云云、(也)天台長家僧 都修安鎮法	(丁↓町)	四條院誕生所、或重明親王家 「云云」、二条南町西、南北二 町、忠仁公家、貞仁公、大入 道殿伝領、長久四卅焼失	△	(丁↓町)	△
故実本、「制版本作 訴」との頭注あり		天正写本の項目名は 「法興院」、同じく故 実本のそれは「法興 院」		天正写本の項目名は 「枇杷殿」	天正写本、項目名に 「四條院誕生所、或 重明親王家云々」と 傍書あり			天正写本、故実本の 項目名「蛟松殿」

陽成院	山井殿	桃園 <small>ももぞの</small>	(又)南院	南院	御子左殿 <small>みこひだり</small>	御倉町	町尻殿	
	京極西、三条坊門北、永頼三位家、抄云山城国調所悪所	一条大宮、園池 <small>西</small> 東并北、保光卿家、或抄云師氏大納言之家、イ云行成卿伝領云々	四条北、壬生東、是忠親王家也、抄云、南院東三条内、南一町也、是忠移居件所、号南院也	楊梅南、同院、小一条院 <small>か</small> 御領、抄云小一条院御領	三条北、大宮東二町、兼明親王家、小倉宮			
大炊御門南、西洞院西、件院御誕生	三条坊門北、京極西、悪所云々、永頼三位家、信家卿、通頼卿	同、一条北、大宮西 <small>か</small> 世尊寺南、保光卿家、行成卿伝之	四条北、是忠親王家	六条北、烏丸西、小一条院御領云々	三条坊門南、大宮東、兼明親王家、長家卿伝領之	所	二条北、町東、関白道兼家	籠居此家
△	△	△	△	△ 領云云 <small>(南)</small>	三条坊門南、大宮東、兼明親王家、長家卿伝領之	所云云	△	籠居此家
	天正写本、故実本の項目名は「山井殿」。故実本には最末尾の「卿」について、「卿下恐脱居之二字」との頭注あり	天正写本、故実本の項目名には傍訓なし	二中歴のみ、項目名の上に「又」を付す		天正写本、故実本の項目名には「殿」なし			



離宮		同〔土御門南〕、室町東	△	
冷泉院	二条北、大宮東、四町、廉中 云大炊御門堀川、嵯峨上皇御 □所、元冷然院、依火事改泉	大炊御門南、堀川西、嵯峨天皇御宇、此院累代後院、弘仁亭本名冷然院云々、而依火災改然字為泉、天曆御記、然者改冷然為冷泉也	大炊御門南、堀川西、嵯峨天皇御宇、此院累代後院、弘仁亭本名冷然院云々、而依火災改然字為泉、天曆御記、然者改冷然為「冷」泉也	
六条院		六条南、室町東、号海橋立、有連理樹、祭主輔親家	六条南、室町東、号海橋立、有連理樹、祭主輔親家	
六条内裏		北六条坊門、南六条二丁、東洞院東、高倉二丁、万寿禅寺是也	北六条坊門、南六条二町、(西)東洞院、東高倉二町、万寿禅寺是也	
六宮		八条北、朱雀西	△	

補注①

参考までに、掌中歴上(大東急記念文庫蔵)の「宮城歴」の項より、以上の表に所見すると同項目を抄出しておく。  
テキストは古辞書叢刊により、説明の割注文は「」内に入れた。

勸学〔南堂、藤氏〕

奨学〔王氏、源氏、勸学西〕

補注② 同様に、縮芥抄甲(大東急記念文庫蔵)の「禁中名所少々」の項より、右対照表にも見えるものを抄出しておく。テキストは古辞書叢刊により、説明の割注文は「」内に入れた。

勸学院〔三条北、壬生西、藤氏学生住所也、依長者宣以弁為别当、本冬嗣大ト家〕

淳和院〔天長上皇離宮、今西院、或云大后宮〕

奨学院〔王氏諸生别当也、在原平平卿申置文云々、有源氏長者公卿并别当有学頭、在勸学西〕

神泉苑〔八丁、二条南、三条北、大宮西、壬生東、天子遊覽所、以近衛次将為别当、乾臨閣謂之正殿金商畢者、善女龍王常

見此処〕

城興寺〔九条北、烏丸西、太政大卜信長公家也〕

亭子院〔七条坊門北、西洞院西、二町、寛平法皇御所〕

宇多院〔土御門北、木辻東、此小路当東洞院、法皇御所、刑部卿源堪家云々〕

西院〔四条北、西大宮東、橘大后家〕

〔付記〕

仲村研先生の多彩な御業績の中から、秋山國三先生との御共著『京都「町」の研究』にちなむものとして、

まことに蕪雜なものです、このような拙稿を掲げさせていただきました。末筆ながら、仲村先生の御冥福を心よりお祈り申し上げます。

（たけい あきお・同志社大学文学部教授）